

渋谷パソネット（SPN）会則

			(2001年12月 8日制定)		
改定	2003年	3月21日	改定	2004年	1月24日
改定	2005年	4月 9日	改定	2006年	2月 4日
改定	2008年	6月14日	改定	2012年	4月28日
改定	2015年	4月25日	改定	2017年	4月20日

第1条（名称）

- (1) 本団体の名称は「渋谷パソネット」とする。
- (2) 英文では、「Shibuya PasoNet」とする。
- (3) 略称は「SPN」とし、以下、「SPN」という。

第2条（目的）

- (1) SPNは、会員の自発的なボランティア精神に基づく非営利団体である。
- (2) 特定の政治・思想・宗教に偏らず、主に高齢者及び障害者の情報バリアフリーに貢献及び地域貢献等を行うことを目的とする。

第3条（本部所在地）

SPNの本部は、次の場所におく。

〒151-0066 東京都渋谷区西原1-40-10

総合ケアコミュニティ・せせらぎ・渋谷ボランティアセンター内「渋谷パソネット」

第4条（活動）

SPNは、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) パソコン関連に対する啓蒙活動
- (2) パソコン関連の情報機器の導入及び支援
- (3) 講習会の開催及びその支援
- (4) ホームページ、メールを通じての情報提供
- (5) 他のボランティア団体等との交流

第5条（会員）

第2条の目的に賛同し、役員の過半数及び代表が承認し、入会手続きを完了したものを会員とする。

第6条（組織）

- (1) 役員
 - ①代表（1名）

S P Nを代表し、統括する。

②副代表（若干名）

代表を補佐する。代表が執務困難なときには、代行する。

③会計（1名以上）

金銭の管理、費用の支払い等を行う。

④運営委員（10名以内）

会の運営に携わり、会の運営推進を図る。

(2) 役員会

①役員会は代表が随時招集することが出来る。

②役員会は代表・副代表・会計・運営委員で構成される。

③役員会は役員半数以上の（委任状を含む）で成立し、役員会の決定は出席者（委任状を含む）の過半数で成立する。

(3) 会計監査（2名）

会計監査を行う。

第7条（選任）

①役員は、原則として前年度期末の役員会で選出し、総会により承認する。

②会計監査は、原則として前年度期末の役員会で選出し総会によって承認する。

第8条（任期）

役員及び会計監査の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条（総会）

S P Nの議決は総会により行う。

(1) 出席者

会員全員が出席する。会員の半数以上（委任状を含む）で成立し、総会での決定は出席者（委任状を含む）の過半数で成立する。

(2) 開催

総会は、期末の役員会で翌期の日程を決める。臨時総会は役員が必要な都度決めて会員を招集できる。

(3) 議題

以下の事項を議題とする。

①審議事項

②報告事項

③その他連絡事項

第10条（役員及び会計監査の解任）

総会にて審議し次の各号の一に該当すると認定したときは、役員及び会計監査を解任する事ができる。

- （1）職務の執行に耐えられないと認められるとき
- （2）役員及び会計監査にふさわしくない行為があると認められるとき

第11条（退会）

退会願いが提出された時点で退会とする。

第12条（罰則）

- （1）会員がSPNの名誉を傷つけ、又はSPNの目的に違反する行為があったとき役員会に諮る。
- （2）罰則は次の3段階とする。
 - ①厳重注意
 - ②活動停止
 - ③退会勧告、又は除名処分

第13条（活動支援寄付金及び用途）

- （1）第4条に定める活動において、支援を受ける方に寄付金をお願いする。
- （2）この寄付金は、同条の活動に伴って発生する費用（資料のコピー及び交通費等）に充当する。ただし、支援を受ける方にこの寄付金を強要するものではなく、また寄付の有無によって支援内容は変わらないものとする。

第14条（年度）

4月1日から翌年の3月31日までをSPNの年度とする。

第15条（会則の制定と改定）

本会則の制定と改定は、総会で審議し、過半数（委任状を含む）の賛成をもって発効する。

付 則

この会則は2017年4月20日から施行する。